

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領

〔21生畜第2066号
平成22年4月1日
農林水産省生産局長通知〕

第1 趣旨

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2066号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づき実施する事業については、実施要綱によるものほか、この要領の定めるところによる。

第2 都道府県協議会

- 1 実施要綱第2の1の農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める都道府県協議会が満たすべき要件は、次のとおりとする。
 - (1) 代表者が定められていること。
 - (2) 構成員に都道府県の区域をその区域とする農業者団体及び都道府県が含まれていること。ただし、生産局長が特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約並びにその他の規程が定められていること。
 - (4) 事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 都道府県協議会は、本事業に係る事務の一部を1の(1)、(3)及び(4)の要件のすべてを満たす組織に委任することができるものとする。ただし、1の(3)の要件については、内部監査の方法を明確にした規約以外の要件を満たしていればよいものとする。
- 3 都道府県協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 4 都道府県協議会は、本事業を行おうとするときは、以下に定める手続により、運営等に係る規約等を定め、実施要綱第2の1の要件を満たすことについて、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）の承認を受けなければならない。
 - (1) 都道府県協議会は、次に掲げる運営等に係る規約その他の規程（以下「協議会規約等」という。）を定めるとともに、実施要綱第7の3の耕畜連携飼料増産計画書を作成し、会員となる予定の者で構成する設立総会を招集したうえ、その議決を得るものとする。

- ア 運営規約
- イ 事務処理規程
- ウ 会計処理規程
- エ 文書取扱規程
- オ 公印取扱規程
- カ 内部監査実施規程

- (2) 都道府県協議会は、会員名簿、協議会規約等を別記様式1により、地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(2)の申請の内容を審査し、1の要件を満たすと認める場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、都道府県協議会に通知するものとする。
- (4) 都道府県協議会は、(1)のアの運営規約を変更しようとするときは、別記様式2により、地方農政局長に提出し、その承認を得るものとする。
- (5) 都道府県協議会は、(1)のイからカまでの規程を変更したときは、別記様式3により、速やかに地方農政局長等に届け出なければならない。
- 5 地方農政局長等は、都道府県協議会が実施要綱第2の1の要件を欠くに至ったと認める場合又は本事業の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかつたと認める場合は、この承認を取り消すことができる。
地方農政局長等は承認を取り消そうとするときは、あらかじめ生産局長から、るべき措置についての指示を受けなければならない。また4の(3)の承認を取り消したときはその理由を書面により都道府県協議会に通知しなければならない。

第3 地域協議会

- 1 要綱第2の2の生産局長が別に定める地域協議会が満たすべき要件は次のとおりとする。
- (1) 代表者が定められていること。
 - (2) 構成員に市町村の区域をその区域とする農業者団体及び市町村が含まれていること。ただし、生産局長が特に認める場合は、この限りでない。
 - (3) 組織の意志決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、公印の管理及び使用の方法並びにその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約並びにその他の規程が定められていること。
 - (4) 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- 2 地域協議会は、本事業に係る事務の一部を1の(1)、(3)及び(4)の要件を満たす組織に委任することができるものとする。ただし、1の(3)の要件については、内部監査の方法を明確にした規約以外の要件を満たしていればよいものとする。
- 3 地域協議会は、本事業の交付申請の基礎となった証拠書類及び交付に関する証拠書類を、5年間保存しなければならない。
- 4 地域協議会は、実施要綱第3の助成金の交付を行おうとするときは、事業実施主

体が別に定める方法により、運営等に係る規約等を定め、1の要件を満たすことについて、事業実施主体の承認を得なければならない。

- 5 都道府県協議会は、地域協議会が1の要件を欠くに至ったと認める場合又は本事業の適正な執行を怠り、これを是正する措置を執らなかつたと認める場合には、都道府県協議会が別に定めるところにより、4の承認を取り消す事ができる。

第4 助成内容

1 助成対象者

助成対象者については、助成の対象となり得る水田等に係る権原を有する者又は主要作業を実施する者が、本事業の助成金を受け取ることについて両者であらかじめ協議をし、一つの取組について助成対象者を一に限定するものとする。

2 助成対象となる取組の要件

- (1) 実施要綱別紙の取組要件の欄の飼料作物は、別紙1に掲げるとおりとする。
- (2) (1)の飼料作物以外で、事業実施主体がその地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要があると認められる飼料作物については、あらかじめ地方農政局長等に別記様式4により協議することにより、(1)の飼料作物とすることができるものとする。
- (3) 実施要綱別紙の取組内容の欄の1の取組（わら専用稻の生産・飼料利用）、同欄の2の取組（水田放牧の取組）又は同欄の3の取組（資源循環の取組）を実施するに当たっては、別記様式5により、3年間以上を締結期間とする利用供給協定を締結（自家利用の場合には自家利用計画を策定（資源循環の取組を除く。））するものとする。
- (4) 畑不作付地への助成は当年産において作付された面積のみを対象とするものとする。
- (5) 地域協議会は、助成の対象となる取組について、実施要綱及び本要領に定める要件に付加して要件を設定できるものとし、この場合にあっては、実施要綱第7の2の耕畜連携地域計画書に当該要件を記載するものとする。

3 助成の対象となり得る水田等

- (1) 実施要綱別紙の助成対象者の欄の生産局長が別に定める助成の対象となり得る水田等は、以下のとおりとする。
- ア 水田にあっては、戸別所得補償制度モデル対策実施要綱に定めるモデル対策の交付金の交付対象となる水田等とする。

ただし、飼料作物の生産が行われた水田等のうち、取組に係る年度と同一年度に水稻（米穀の生産調整実施要領（平成20年1月31日付け19総食第949号農林水産省総合食料局長通知）第3の2に定める新規需要米（青刈り稻、わら専用稻、稻発酵粗飼料用稻、飼料用米、援助米及び試験研究米）を除く。以下同じ。）が作付けられた水田は除くものとする。

イ 畑にあっては、取組の前年度に作物の作付が行われていない畑又は綠肥作物のみの作付けが行われていた畑とする。

- (2) 同一の場で複数の取組が行われた場合にあっては、当該取組のうち何れか一

つの取組を選択して、そのほ場の面積を助成対象面積とすることとする。

第5 助成金の計算方法

助成金の計算方法は、次式により助成対象者ごとに行うものとする。その際、単価は10アール当たり1万3千円以内（単位は円、小数点以下は切り捨て）とする。

$$\text{助成対象者への助成金額} = \text{助成対象面積} \times \text{単価}$$

第6 業務方法書の作成

要綱第6の1の生産局長が別に定める手続は、次のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、次に掲げる事項を内容とする業務方法書を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。
 - (1) 本事業の実施に関する事項
 - (2) 助成金の交付に関する事項
 - (3) 本事業の実績の報告に関する事項
 - (4) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の提出を受けた地方農政局長等は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内を目途にこれを承認し、都道府県協議会に通知するものとする。
- 3 事業実施主体は、業務方法書を変更しようとするときは、地方農政局長等に提出し、その承認を得るものとする。この場合において、地方農政局長等が行う承認の手続については、2を準用する。

第7 事業実施手続

1 耕畜連携営農計画書

- (1) 助成対象者は、実施要綱第7の1に基づき、別記様式6を例として地域協議会が作成した様式により、耕畜連携営農計画書を作成し、地域協議会に提出するものとする。
- (2) 2以上の地域協議会の区域において助成の対象となる取組を行う助成対象者は、その者の住所又は主たる事務所が所在する市町村を区域とする地域協議会に耕畜連携営農計画書を提出するものとする。

2 耕畜連携地域計画書

- (1) 地域協議会は、実施要綱第7の2の(1)に基づき、別記様式7により、耕畜連携地域計画書を作成し、事業実施主体に提出し、その承認を得るものとする。
- (2) 実施要綱第7の2の(3)の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 実施要綱別紙に掲げる取組の追加

ウ 事業費の30%を超える増減

3 耕畜連携粗飼料増産計画書

- (1) 事業実施主体は、実施要綱第7の3の(1)に基づき、別記様式8により、耕畜連携粗飼料増産計画書を作成し、地方農政局長等に提出して、その承認を得る

ものとする。

- (2) 地方農政局長等の承認を得た耕畜連携粗飼料増産計画書は、変更申請の期限が過ぎた後に内容の変更を行うことは原則として認めないものとする。

なお、実施要綱第7の3の(2)の重要な変更は、次に掲げるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 実施要綱第7の2に掲げる耕畜連携地域計画書の追加

ウ 事業費の30%を超える増減

4 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第9号により、地方農政局長等に届け出るものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前に着手する場合については、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）第3の1の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1) のただし書により事業実施主体が交付決定前に着手する場合には、地方農政局長等は事前のその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようとするものとする。

第8 事務経費の使途

事業実施主体は、別紙2に掲げる範囲内で、資金の一部を事業の実施に必要な事務経費等として利用することができる。また、地域協議会は、別紙3に掲げる範囲内で、事業実施主体から交付される補助金の一部を事業の実施に必要な事務経費等として、利用することができるものとする。

第9 事業の実施状況の報告

- 1 地域協議会は、実施要綱第9の1に基づき、本事業の実施状況を、別記様式10により、事業を実施した翌年度の4月30日までに、事業実施主体に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、実施要綱第9の2に基づき、1の報告を取りまとめ、別記様式11により、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 補助金等の額の通知

地域協議会は、助成対象者に補助金を交付するときは、当該助成対象者にその額を通知するものとする。

第11 他の施策との関連

実施要綱第11のその他関連する施策との連携は、次に掲げるものとする。

1 環境と調和のとれた農業生産活動の推進との関係

耕畜連携粗飼料増産対策事業の助成金を受けようとする者から、環境と調和のとれた農業生産活動規範について（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づく点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の受益者のうち配合飼料を購入している畜産農家等は、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通知）に定める「配合飼料価格安定基金」の各業務方法書の基本契約を締結し、さらに毎年度行われる数量契約を継続して締結するものとする。また、前年度において契約を締結していない畜産農家等は配合飼料価格安定制度への加入に努めるものとする。

第12 その他

- 1 生産局長は、この要領に定めるもののほか、事業の実施について、事業実施主体に対し、必要に応じ調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- 2 この事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

飼料作物の範囲

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦（らい麦又はえん麦を含む。またサイレージ化したものを含む。）、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稻、稻発酵粗飼料用稻、わら専用稻、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スムーズブルムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクローバ、シロクローバ、アルサイククローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば

別紙 2

都道府県協議会自らの活動に必要な経費の内訳

区分	内容
1 謝金	都道府県協議会会員（都道府県及び都道府県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会都道府県本部（都道府県経済農業協同組合連合会及び都道府県農業協同組合を含む。）及び都道府県主食集荷協同組合（全国主食集荷協同組合連合会の構成員であって、当該都道府県協議会の区域で米穀の出荷又は販売の事業を行う者の組織する団体をいう。）の役職員を除く。）及び都道府県協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費
2 旅費	都道府県協議会会員（事務局員を含む。）及び外部専門家等に対する旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雜役務費、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子、賄料等）、備品（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	都道府県協議会の行う事務の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、会議等の出席、助成金の交付要件確認、地域協議会に対する指導等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

地域協議会自らの活動に必要な経費及び集団等が行う研修、会議等の開催に必要な経費の内訳

区分	内 容
1 謝金	地域水田協議会会員（市町村及び農業協同組合の役員並びに農業委員会の委員を除く。）及び地域協議会会員以外の専門家、指導員等として依頼した者（以下「外部専門家等」という。）に対する謝金及び報償費 研修、会議等の講師に対する謝金及び報償費
2 旅費	地域協議会会員（事務局員を含む。）及び外部専門家等に対する旅費 研修、会議等の講師に対する旅費 研修等の出席者に対する研修等旅費
3 事務等 経費	印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、雜役務費、消耗品費（自動車燃料費を含む。）、借料及び損料、会議費（会議用弁当、茶菓子、賄料等）、備品（1件につき50万円未満のものに限る。）、賃金、保険料、器具機械等の修繕料
4 委託費	地域協議会の推進活動の一部を他のものに委託する場合における当該委託に要する経費

注：区分の1については、研修・会議等の出席、助成金の交付要件確認等に伴うものであり、会議録、日誌等により、その活動内容が証明できるものに限る。

別記様式 1

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
都道府県協議会
会長 印

〇〇都道府県協議会の承認申請について

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2065 号農林水産事務次官依命通知）第 3 に定める事業を実施したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2066 号生産局長通知）第 2 の 4 の（2）の規定に基づき、下記の関係書類を添えて承認を申請する。

記

- 別添 1 〇〇都道府県協議会会員名簿
- 別添 2 〇〇都道府県協議会規約
- 別添 3 〇〇都道府県協議会事務処理規程
- 別添 4 〇〇都道府県協議会会計処理規程
- 別添 5 〇〇都道府県協議会文書取扱規程
- 別添 6 〇〇都道府県協議会公印取扱規程
- 別添 7 〇〇都道府県協議会内部監査実施規程
- 別添 8 〇〇都道府県協議会事業計画書

別記様式2

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
都道府県協議会
会長 印

〇〇都道府県協議会規約の変更承認申請について

〇〇都道府県協議会規約を下記により変更したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2066号農林水産省生産局長通知）第2の4の（4）の規程に基づき、関係書類を添えて承認を申請する。

記

1 〇〇都道府県水田農業推進協議会規約を変更する理由

2 変更箇所（〇〇都道府県協議会規約新旧対照表）

添付書類 1 変更後の都道府県協議会規約案
2 規約の変更を議決した総会の議事録の写し

別記様式3

番 号
年 月 日

○○農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

住所
都道府県協議会
会長 印

○○都道府県協議会規程変更届出書

○○都道府県協議会○○規程を下記により変更したので、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2066号農林水産省生産局長通知）第2の4の（5）の規定に基づき、関係書類を添えて届出する。

記

1 変更した規程の名称

2 変更箇所

添付書類 1 変更後の都道府県協議会○○規程
2 規程の変更を議決した総会の議事録の写し

別記様式 4

番号
年月日

北海道農政事務所長
○○農政局長 殿
沖縄総合事務局長

住 所

○○○都道府県協議会
【印】
会長

平成○○年度に係る耕畜連携粗飼料増産対策事業における助成対象飼料作物の協議について

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2066号農林水産省生産局長通知）第4の2の（2）の規定に基づき、下記の飼料作物を助成対象として指定したいので、協議する。

記

- 1 指定したい飼料作物の草種、品種及び特性
- 2 選定理由
(地域での栽培条件との適合状況、地域への導入状況等について、具体的に記入すること。)

添付資料：○○農政局長等が、必要として添付を求めた資料等

- 1 指定したい飼料作物の草種、品種及び特性
 - 2 選定理由
(地域での栽培条件との適合状況、地域への導入状況等について、具体的に記入すること。)

添付資料：都道府県知事と都道府県協議会との協議文書（写）
○○農政局長等が、必要として添付を求めた資料等

耕畜連携粗飼料増産対策事業における利用供給協定書（例）

（例：わら専用稻の生産）

（目的）

第1条 ○○○○・
「取組の内容」を記載

（実施の主体）

第2条 ○○○○・
「わら専用稻を生産する者」、「わら専用稻を利用する者」、を記載
※「わら専用稻を生産する者」、「わら専用稻を生産者から飼料として購入する者」を通じて畜産農家に販売、を記載

（ほ場の場所等）

第3条 ○○○○・
「ほ場の場所（地番等）」、「面積」を記載

（協定締結期間）

第4条 ○○○○・
「協定締結日から〇年〇月までの〇年間」等、締結期間を記載

（その他）

第5条 ○○○○・
「協定の変更」、「その都度協議する旨の規定」等、その他必要な事項を記載

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、各々1通保管することとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲（わら専用稻を生産する者）

氏名

印

住所

乙（わら専用稻を利用する者）

※（わら専用稻を生産者から飼料として購入する者）

氏名

印

住所

注：飼料作物の生産者からの購入者と利用者が異なる場合は※を記入することとする。

【作成上の留意事項】

1 各取組における利用供給協定書は、実施する取組の種類に応じて、次の事項を記載するものとする。

1 わら専用稲の生産

- ① 取組の内容
- ② 飼料作物を生産する者
- ③ 飼料作物を利用する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤ 割取り時期
- ⑥ 利用供給協定締結期間
- ⑦ その他必要な事項

2 水田放牧の取組

- ① 取組の内容
- ② 飼料作物を生産する者
- ③ 牛群を管理する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤ 牛の入退牧の時期及び放牧頭数
- ⑥ 利用供給協定締結期間
- ⑦ その他必要な事項

3 資源循環の取組

- ① 取組の内容
- ② 供給される飼料作物の種類
- ③ たい肥を散布する者
- ④ ほ場の場所及び面積
- ⑤ たい肥の散布時期及び量
- ⑥ 利用供給協定締結期間
- ⑦ その他必要な事項

2 農畜連携水田活用対策事業（以下「前対策」という。）の対策期間中に締結された利用供給協定の締結期間が、本事業の実施に当たって継続されるものは、当該利用供給協定をもって本事業に基づく利用供給協定が締結されたものとすることができる。

また、前対策期間中に締結された利用供給協定の締結期間が満了した場合で、引き続き本事業を実施する場合は、原則として3年間以上の期間を有する利用供給協定を新たに締結するものとする。

平成22年度耕畜運搬営農計画書(兼種設置・助成金申請書)(例)

農業者氏名 姓又は姓 人、組織名		フリガナ 印	フリガナ 印
住所 (〒)〇〇〇-〇〇〇〇)		市道 府県 町村	
電話	[]	FAX	[]

助成金額(口座) 銀行 備註		支店名 支店 □当座 □普通 □定期 □通知
口座番号 備註		□ 蓋 名 義
漢字	フリガナ	
漢字	フリガナ	

〈ゆうちょ銀行振込口座〉 記号		番号(右詰めで記入)
口座番号		
口座名義	フリガナ 漢字	

新畜運搬飼料増産対策事業交付対象面積			
作物名	資源物環境から導用	水田放牧	焼不作付
交付面積	m ²	m ²	m ²
作物の記入欄			
水田等の番号	作物名 焼不作付 米、わら等用調査を 配入)	作物作付面積 (田等本地面 積)	作物作付面積 (水田等面積 積)
耕作番号	他名・地番 字、無名地番	耕作用 面積	焼不作付 面積
畠	m ²	m ²	m ²
段	m ²	m ²	m ²
区	m ²	m ²	m ²
塊	m ²	m ²	m ²
合	m ²	m ²	m ²

水田協記載欄:当該農家等への助成の渡否
適・否

(注) 面積の記載例 1234.5m² 123.45

<農業者記載欄の記入上の注意>

- 1 「水田等の番号」の欄には、戸別所得補償モデル対策と整合性を図るように記入すること。
- 2 「地名地番」の欄には、助成水田の確認のため、必ず記入すること。
- 3 「作期」の欄には、年度内における水稲作付け及び水稲以外の作物作付け等の早い順に「1」、「2」、「3」と記入すること。
- 4 「水田等面積」の欄には、畦畔を含まない日本庭面積を記入すること。
- 5 「飼料作物作付け等面積」の欄には、耕地ごとの面積を、1m未満を切り捨てて記入すること。
- 6 「地権者（権原を有する者）」の欄には、地権者（権原を有する者）と交付金等の交付を受ける者が異なる場合に、そのほ場の地権者（権原を有する者）の氏名等を記載すること。
- 7 「新規開田年月」の欄には、昭和50年産の水稻収穫期後、新たに水稻の作付けが可能となつた新規開田地について、その開田年月を記入すること。
- 8 「該当する助成メニュー」の欄には、助成対象となる飼料作物の該当ほ場ごとに、該当する助成メニューの欄に○を記入すること。
- 9 「備考」の欄には、地域段階で必要な記入項目を決めた場合に、記載すること。
- 10 「助成金の振込先」の欄には、助成金の振込先のデータを記入すること。
- 11 「適否」の欄には、次の点に留意し、適否の判定結果を記入すること。

3 提出期限

- (1) 耕畜連携農計画書（確認野帳・助成金申請書）を、〇〇月〇〇日までに、自らが参加する生産調整方針作成者を通じて地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針作成者は地域協議会に直接提出すること。
- (2) なお、計画書に変更がある場合は、〇〇月〇〇日までに、耕畜連携水田活用対策事業は〇〇月〇〇日までに、自らが参加する生産調整方針作成者を通じて地域協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している生産調整方針を作成すること。

- 「助成水田該当」 適：助成水田の要件を満たす場合
 否：助成水田の要件を満たさない場合
- 「使用収益権」 1：自作地 2：小作地 3：全作業等受託地
- 「水田等の面積」 1：共済細目管 2：土地登記簿 3：固定資産評価台帳
 4：実測 5：水田台帳等
- 「作物等要件」 適：作物等の要件を満たす場合
 ※数量助成関係含む 否：作物等の要件を満たさない場合
- 「地権者確認」 適：全作業委託等が確認できる場合
 否：全作業委託等が確認できない場合
- 「耕畜連携水田活用対策助成要件」 適：要件に適合することが確認できる場合
 否：要件に適合することが確認できない場合

- 2 その他記載欄の記入上の注意
 - 法人格を有しない団体（特定農業団体や特定農業団体以外の委託を受けて農作業を行う組織等）が計画書を作成する場合は、「農業者氏名」の欄には、団体名及び団体の代表者名を記入し、「住所」の欄には、団体の代表者の住所又は団体の事務所の住所を記入すること。

別記様式 7

番 号
年 月 日

〇〇県（都道府）協議会長 殿

住 所
助成対象者名
代表者名 印

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産地域計画書の申請について

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産地域計画書を作成したので、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）第7の2の（1）の規定に基づき、承認を申請する。

添付書類 平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産地域計画書

平成〇〇年度 耕畜連携粗飼料増産地域計画書

〇〇地域協議会

1 本協議会の範囲

本協議会の範囲は〇〇市内とする。

2 水田における取組の確認方法

（1）本協議会における助成対象とする水田は次のとおりとする。

ア · · · · · · · · · · · ·

（2）助成対象水田は以下の情報により確認

ア 水田台帳（農地基本台帳）及び〇〇市長から提供された情報により確認。

3 畑における取組の確認方法

（1）本事業における助成対象する水田は次のとおりとする。

（2）助成対象畠は以下の情報により確認

〇〇農協から提供された情報により確認

4 助成金の活用方法

取組内容	活用額	支払時期	備 考

5 取組ごとの内容

取組内容	わら専用稲の生産	・ · · · ·	・ · · · ·
効 果			
確認方法			
助成水準 (助成額の算定方法)			
単価調整の方法			

- 注1：「3 助成金の活用計画」の取組内容ごとに作成し、都道府県協議会が定める耕畜連携粗飼料増産計画書を参照しつつ、どのような取組に対して助成金を活用するのかが明らかになるよう具体的に記入する。
- 2：「効果」の欄には、当該取組に助成金を活用した際に得られる効果が、当該地域協議会での水田又は畑不作付地における飼料作物生産拡大等への助長にどのように寄与しているかといった観点から記入すること。
- 3：単価調整は、予算額を超える取組を実施した場合は、予算額の範囲内で単価を減額して交付することとし、既に設定している単価を超える増額調整は実施しない旨を記載すること。

【作成上の留意事項】

- 1 毎年度、都道府県協議会長が指示する日までに、承認を申請すること。
- 2 耕畜連携飼料増産地域計画書の変更は、事業を行う年度の12月31日までに承認の申請をすること。
なお、変更前と変更後の予算額や配分予定額等を容易に比較対照できるように活用額について変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、助成単価の変更は認めない。

番 号
年 月

北海道農政事務所長
 ○○農政局長 殿
 沖縄総合事務局長

住 所
 ○○県（都道府）協議会
 会 長 印

平成○○年度耕畜連携粗飼料増産計画書の申請について

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）第7の3の（1）の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。

記

平成○○年度 耕畜連携粗飼料増産計画書

○総括表

(単位：円)

	予算額 (A)	その他 (B)	合 計 (A+B)
耕畜連携粗飼料増産対策事業			
事務費			
合 計			

1 耕畜連携粗飼料増産対策事業の補助金の補助金の活用について

(1) 取組目標

[]

(2) 基本的な配分の考え方

[]

(3) 当該年度の具体的な配分の方法

[]

2 地域協議会への配分計画

地域協議会の名称	配分予定額 (円)	備 考
合計		

注：承認申請時において地域協議会が設立されていない場合は、地域協議会の名称欄には関係する市町村名又は設立が予定されている地域協議会の名称を記入すること。

【作成上の留意事項】

1 地方農政局長（北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会にあっては沖縄県総合事務局。以下「地方農政局長等」という。）に承認を申請するものとする。

2 耕畜連携粗飼料増産地域計画書の追加又は変更の承認があった場合には、都道府県協議会長は事業実施年度の12月31日までに、当該計画書の変更承認申請を地方農政局長等に行うものとする。

なお、変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

別記様式9

番号
年月日

〇〇農政局長 殿

〔 北海道農政事務所長 殿
沖縄総合事務局長 殿 〕

住所
〇〇協議会
代表者名

印

平成〇〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の交付決定前着手届

耕畜連携粗飼料増産計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、補助金交付決定前に着手したいのでお届します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、〇〇が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと

別添

事業実施者名	事業内容	事業量	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日	理由

別記様式10

番号
年月日

○○県（都道府）協議会長 殿

住所
○○地域協議会
代表者名 印

平成○○年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の事業実施状況報告書の提出について

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）第9の1の規定に基づき、事業実績報告書を提出する。

記

1. 事業内容：別添「取組実績表」を参照。
2. 農業者等明細：別添「農業者別明細表」を参照。

(別添)

平成〇年度 耕畜連携粗飼料増産対策事業の取組実績表

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数(人)	助成対象 面積 (m ²) ①	助成単価 (円/m ²) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②	備考
わら専用箱							
水田放牧							
資源循環							
畑不作付							
事務費		—	—	—	—	—	
合計							
わら専用箱							
水田放牧							
資源循環							
畑不作付							
事務費		—	—	—	—	—	

注1:「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。

2:「助成対象者区分」の欄の事務費欄には、当該協議会で使用した事務費を記入すること。

3:「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4:電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県協議会への提出は電子的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

(別添)

農業者別明細

地域協議会名	

助成対象者情報	助成対象者区分	助成区分	助成対象面積 (m ²) ①	助成単価 (円/m ²) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円)		備考
						④=①×②	④	
	わら専用稻							
	水田放牧							
	資源循環							
	畑不作付							
	小計							

注1:「助成対象者情報」の欄には、農家番号、助成対象者等を記入すること。

2:「助成対象者区分」の欄には、①認定農業者、②特定農業団体、③生産集団を記入すること。

3:「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4:電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県協議会への提出は電子的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

別記様式 11

番 号
年 月 日

生産局長
○○農政局長 殿
沖縄総合事務局長

○○県（都道府）協議会長

平成○○年度耕畜連携粗飼料増産対策事業の事業実績報告書総括表の提出について

耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知）第9の2の規定に基づき、事業実施状況報告書総括表を提出する。

記

1. 事業内容：別添「取組実績表（総括表）」を参照。
2. 農業者等明細：別添「地域協議会別明細表」を参照。

(別添)

平成〇年度 耕畜運搬粗飼料増産対策事業の取組実績表(総括表)

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数 (人)	助成対象 面 積 (ha) ①	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②		備考
					国庫補助金 (円) ④=①×②		
わら専用稻							
水田放牧							
資源循環							
畑不作付							
事務費		—	—	—			
わら専用稻							
水田放牧							
資源循環							
畑不作付							
事務費		—	—	—			
合計							
事務費							

注：地域協議会ごとの合計を記入すること。

(別添)

地域協議会別明細

		地域協議会名	

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数(人)	助成対象 面積 (m ²)	助成単価 (円/m ²)	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	備考
	わら専用稻		①	②	③	④=①×②	
	水田放牧						
	資源循環						
	畑不作付						
	事務費		—	—			
	わら専用稻						
	水田放牧						
	資源循環						
	畑不作付						
	事務費		—	—			
合計							

注1:「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。

2:「助成対象者区分」の欄の事務費の欄には、当該協議会で使用した事務費を記入すること。

3:「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

4:電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県協議会への提出は電子的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱

21生畜第2067号
平成22年4月1日
農林水産事務次官依命通知

第1 趣旨

農林水産大臣は、耕畜連携粗飼料増産対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2065号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 補助金の交付の対象及び補助率

第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第3 補助金の交付の申請

- 1 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は別紙様式第1号のとおりとし、補助事業者は、正副2部を地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

第4 交付の申請書類

規則第2条の規定による申請書の提出は、地方農政局長等が別に定める日まで

に行うものとする。

第5 補助金の経費の配分の変更等

- 1 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき、地方農政局長等の承認を受けようとする場合には、別紙様式第2号により補助金変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第6 補助事業の遂行

補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長等の指示を求める場合には、補助事業（本補助金の交付の対象となる補助事業をいう。以下同じ。）が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。

第7 補助事業遂行状況報告

- 1 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があった年度の1月31日現在において、別紙様式第3号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の2月20日までに地方農政局長等に提出するものとする。ただし、地方農政局長等が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第8 実績報告書の提出

- 1 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別紙様式第4号のとおりとし、正副2部を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 第3の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3の2のただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（2により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第5号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第9 補助金に係る経理

規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならぬ。

第10 監査

地方農政局長等は、都道府県協議会又は地域協議会に対し、必要があるときは、第9に規定する帳簿等について監査することができるものとする。

附則

この通知は、平成22年4月1日から施行する。

別 表

区 分	経 費	補助率	重 要 な 変 更	
			経費の配分 の 変 更	事業の内容 の 変 更
耕畜連携 粗飼料増産 対策事業	補助事業者が実施要 綱第3の事業を行うの に要する経費	定額		1 事業の新 設、中止又 は廃止 2 事業実施 主体の変更

別紙様式第1号

平成〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者にあ
つては北海道農政事務所長
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者にあ
つては内閣府沖縄総合事務局長

住所
〇〇都道府県協議会
代表者 印

平成〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱(平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知)第3の1の規定により、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

別紙のとおり。

別紙

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

事業の内容	事業費	負担区分		備考
		補助金	その他	
	円	円	円	
合 計				

注1：「備考」の欄には、事業名ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合は「除税額○○○円うち国費○○円を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合は「含む税額○○円うち国費○○円とする」とともに、同税額を減額した場合には、合計額（「除税額○○○円のうち国費○○円）を記入する。2：都道府県協議会分及び地域協議会分の別に記載すること。

3：国費の補助金以外の負担があつた場合は、別途記載すること。

3 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (a)+(b)	補助事業に要する経費 (a)+(b)	負担区分			備考
			国庫補助金 (a)	都道府県協議会費 (b)	地域協議会費 (c)	
	円	円	円	円	円	円
合 計						

4 事業完了予定 年 月 日

5 収支予算
(1) 収支の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 極助金	円	円	円	円	
2 合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計					

6 添付資料
都道府県協議会業務方法書(写)
各事業費の根拠となる経費ごとの内訳を記載した資料(写)等を添付すること。

別紙様式第2号

平成〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金変更（中止又は廃止）交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者に
あつては北海道農政事務所長
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者に
あつては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名 〇〇都道府県協議会
代表者 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）第5の1の規定に基づき申請する。

記

注1：記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずること。

ただし、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。なお、当該変更の対象外となる事業については省略すること。

また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があつたものに限り添付すること。

2：補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇補助金変更交付申請書」を「〇〇補助金等の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱第5の1の規定に基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱により、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。

別紙様式第3号

平成〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者に
あっては北海道農政事務所長
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者に
あっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 〇〇都道府県協議会

代表者

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）第7の2の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		1月末まで完了したも の		2月1日以降に実施す るもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日		
	円	円	%	円			

注：「区分」の欄には、別紙様式第1号の記の3の表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別紙様式第4号

平成〇年度耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者に
あっては北海道農政事務所長
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者に
あっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地

団体名 〇〇都道府県協議会

代表者

印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）第8の1の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金 〇〇〇円交付を請求する。

記

注1：記の記載様式は、別紙様式第1号に準ずること。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2：各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料及び帳簿の写しを添付すること。

平成〇〇年度 農畜連携粗飼料増産対策事業の取組実績表(総括表)

表式B-1

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数 (人)	助成対象 面積 (m ²) ①	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②		備考
					国庫補助金 (円) ④=①×②		
認定農業者	わら専用畠						
特定農業団体	水田放牧						
生産集団	資源循環						
	烟不作付						
	事務費						
合計	わら専用畠						
	水田放牧						
	資源循環						
	烟不作付						
	事務費						

注: 地域協議会ごとの合計を記入すること。

地域協議会別明細

様式B-2

助成対象者区分	助成区分	助成対象者 数 (人)	助成対象 面 積 (m ²) ①	助成単価 (円/m ²) ②	事業費 (円) ③	国庫補助金 (円) ④=①×②		備考
わら専用稲								
水田放牧								
資源循環								
畑不作付								
事務費								
わら専用稲								
水田放牧								
資源循環								
畑不作付								
事務費								
合計								

注1:「助成対象者区分」の欄には、認定農業者、特定農業団体、生産集団の別を記入すること。

2:「助成単価」の欄には、地域協議会が定める単価を記入すること。

3:電算機等による処理の場合は、内容の変更を伴わない限り、必要に応じて様式を変更できるものとし、都道府県協議会への提出は磁的記録(磁気ディスク等電子的方式又は磁気的方式で作られた記録をいう。)によることができる。

別紙様式第5号

平成〇年度仕入れに係る消費税相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道に主たる事務所を置く補助事業者に
あっては北海道農政事務所長
沖縄県に主たる事務所を置く補助事業者に
あっては内閣府沖縄総合事務局長

所在地
団体名 〇〇都道府県協議会
代表者 印

平成〇年〇月〇日付け〇第〇号で補助金の交付決定の通知のあった耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金について、耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21生畜第2067号農林水産事務次官依命通知）第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額	金	円
(平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3 - 2）	金	円

注：事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。